

東日本大震災に伴う前払金の特例について お知らせ

3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今般の震災による被災地域の復興に向けて、国が発注する工事（業務委託も含む）の円滑な施工を確保するために、前払金の特例が措置されました。

また、地方自治法施行令・同施行規則が改正され、被災地域の地方公共団体においても、国と同様に前払金の特例を措置できるようになりました。

※国土交通省における特例の内容は以下のとおりです。

○特例の主な内容

前 払 金	中 間 前 払 金
【工事】 割合： 契約金額の 5割 以内 要件： 契約金額 300万円以上	【工事】 割合： 契約金額の 2割以内 要件： 契約金額 300万円以上
【設計又は調査】 割合： 契約金額の 4割 以内 要件： 契約金額 300万円以上	—
【測量】 割合： 契約金額の 4割 以内 要件： 契約金額 200万円以上	—

○特例の対象となる工事

工事場所が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都の区域は除く。）の区域であること。

災害救助法が適用された市町村の詳細は次頁をご参照ください。

○特例の適用期間

平成23年度（平成23年4月22日以降に契約を締結する工事から適用されます。）

※地方公共団体の特例の内容は、各地方公共団体により異なります。

詳しくは弊社営業部・支店までお問合せください。

<http://www.ejcs.co.jp/network/>

特例の対象地域（平成 23 年 4 月 20 日現在）

- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・ 青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村（※）

（※）青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

長野県：下水内郡栄村

新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町